

入札説明書及び仕様書

案件名 令和8年度オンライン産業医面接指導強化業務

I	入札説明書	1 ページ
	入札参加資格確認書	5
II	提出書類一覧表	6
III	入札書	7
IV	仕様書に関する質問書	9
V	契約書（案）	10
	仕様書	13

I 入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、関係法令及び本件入札に関し、関係法令及び本件入札に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
令和8年度オンライン産業医面接指導強化業務
- (2) 業務概要
「仕様書」による
- (3) 業務委託期間
契約の日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務場所
徳島県教育委員会福利厚生課（徳島県徳島市万代町1丁目1番地）。
ただし、産業医の面接指導はオンラインのため、場所を特定せず実施するものとする。

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
以下の①～⑧の全てに該当すること
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者で、「役務の提供に関する分類」の「その他サービス」の営業種目に登録されている者であること
 - ③ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
 - ④ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていない者であること
 - ⑥ 過去1年以内に国又は地方公共団体と締結した業務委託契約において、契約解除条項に基づく契約解除をされたことのない者であること
 - ⑦ 過去5年以内に本件業務に類似した業務を国又は地方公共団体から受託し履行した実績があること
 - ⑧ ISO27001を取得していること

(2) 資格審査の申請等

上記2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して入札参加資格確認申請書の提出期限までに次の提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地徳島県庁4階
所属名 徳島県企画総務部管財課 調度担当
電話番号 088-621-2067

3 入札説明書及び仕様書の交付について

配布期間 令和8年3月19日（木）から同年4月2日（木）までの（土、日、祝日 除く）
午前9時30分から午後5時まで
配布場所 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県教育委員会福利厚生課

※当該入札説明書及び仕様書については、県ホームページからも入手可能。

4 問い合わせ等について

(1) この入札についての問い合わせ先

所在地 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県庁9階
所属名 徳島県教育委員会福利厚生課 厚生健康担当
電 話 088-621-3178
ファクシミリ 088-621-2893
電子メールアドレス fukurikouseika@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問合せについての受付期間

令和8年3月19日（木）～4月2日（木）
問合せについては、ファクシミリ及び電子メールによること。
ファクシミリについては、別紙「Ⅲ仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。

5 入札参加資格確認書等について

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認書等を添付の様式により、提出期限までに提出場所へ持参又は郵送しなければならない。

(2) 入札参加資格確認書等の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

令和8年4月2日（木）午後5時必着

②提出場所

所在地 徳島市万代町1丁目1
徳島県庁9階
所属名 徳島県教育委員会福利厚生課 厚生健康担当

③提出方法

持参又は郵送（書留等配達が可能である方法による）

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時

①日時

令和8年4月9日（木）午後1時30分

②入札書の提出方法

郵送に限る（書留郵便によること）
封筒の表に「入札（開札）日（日付け）」「オンライン産業医業務入札書在中」と朱書きした上で、「入札参加者の住所及び商号又は名称」を記載し、原本が4月8日（水）午後5時までに、5(2)②の提出場所に必着のこと

(2) 入札の方法等

①入札の方法

面談1回当たりの「単価」で行う。

②入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札業務名、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「令和8年度オンライン産業医面接指導強化業務」の面談1回当たりの「単価」を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札参加者は、入札業務名、契約条項等指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

オ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

カ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

キ 5の入札参加資格確認書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した業務内容を受託することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された入札参加資格確認書等は返却しない。

③再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した入札参加資格確認書等証明書類の変更をしてはならない。

再度入札の方法については別途通知する。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

①2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

②記名のない入札

③入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

- ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
- イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
- ウ 「入札業務名」で業務名の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
- エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑤代理人による入札
- ⑥前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の入札参加資格確認書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した業務を履行できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書（案）によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島市万代町1丁目1

徳島県庁9階

所属名 徳島県教育委員会福利厚生課 厚生健康担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 その他

入札参加者が提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはその旨了解の上入札すること。

入札参加資格確認書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

商号または名称

代 表 者 氏 名

⑩

令和8年3月19日付で入札公告のありました、下記の条件付き一般競争入札業務について、「2入札に参加する者に必要な資格」に掲げる全ての項目を満たしており、入札に参加したいので、参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名	令和8年度オンライン産業医面接指導強化業務
-----	-----------------------

【添付書類】

1. 過去5年以内に本件業務に類似した業務を国又は地方公共団体から受託し履行した実績があることを証する書類
2. ISO27001 取得を証明できるもの

連絡先電話番号	
連絡担当者名	
メールアドレス	

Ⅱ 提出書類一覧表

1 入札参加資格確認書等提出時

- ① 「入札参加資格確認書」
- ② 過去5年以内に本件業務に類似した業務を国又は地方公共団体から受託し履行した実績があることを証する書類
- ③ ISO27001 取得を証明できるもの

2 入札書提出時

- ① 入札書 1通
入札書を封筒に入れ、「入札金額」「入札業務名 令和8年度オンライン産業医面接指導強化業務」「入札（開札）日」「住所」「氏名」を記載すること。

入札書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札業務名

令和8年度オンライン産業医面接指導強化業務

入札保証金

免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

入札記載例

金額の頭に¥がない場合は無効

入 札 書									
入札金額					¥	2	0	0	0
入札業務名	〇〇〇業務								
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和9年徳島県規則第39号）により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
住所	徳島県徳島市万代町1-1								
	徳島県庁株式会社								
氏名	役職名	徳島 太郎							
徳島県知事 殿									

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの（「0」と「6」、「1」と「7」等）
- ・アラビア数字でないものなど

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入

役職名の記載が無い場合又は申請時の役職名と異なる記載の場合は無効(含個人事業者)

Ⅲ 仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

業務名： 令和8年度オンライン産業医面接指導強化業務

【質問提出者】

会社名：

担当者名：

電話番号：

ファクシ番号：

電子メール：

質問項目	
内 容	

委託契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務名 令和8年度オンライン産業医面接指導強化業務

（2）委託業務の内容 別添「仕様書」のとおり

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月〇日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、産業医面接相談1回あたり金〇〇,〇〇〇円とする（うち消費税及び地方消費税の額金〇,〇〇〇円）。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。

この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第10条 乙は、原則として、毎月ごとに委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）をとりまとめ甲に提出する。

2 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

3 甲は、前項の規定により受理した請求書について、受理したその日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（目的外の使用禁止）

第11条 乙は、甲が指定した以外の目的のために、この委託業務に係る資料、成果品、履行過程において得られた記録等一切の資料（以下「関係資料」という。）を使用してはならない。

- 2 乙は、甲が別に指示する以外に成果品を複製し、又は複製してはならない。
- 3 乙は、甲の許可なくして、第三者に關係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。
(再委託等の禁止)

第12条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則(昭和39年徳島県規則第23号)第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。
(契約解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
 - (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。
 - (5) 契約条項に違反したとき。
 - (6) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を徴収するものとし、なお、甲に損害があるときは、乙に賠償を請求することができる。
 - 3 前項の違約金は、甲が乙に支払うべき委託料から控除することができる。
 - 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。
 - 5 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティ)

第18条 乙は、本業務の実施に当たり、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の解決)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月〇日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙 住所
社名
代表者名

仕様書

1 委託業務名

令和8年度オンライン産業医面接指導強化業務

2 事業目的

徳島県教育委員会（以下「県」という。）教員の長時間労働による心身の健康悪化を未然に防止するため、また、非常に高いストレス環境下で激務をこなす学校管理職のメンタルヘルス不調を予防するため、それぞれの該当者に対し「産業医による面接指導」を実施する。

3 履行場所

県福利厚生課（徳島県徳島市万代町1丁目1番地）とする。

ただし、産業医の面接指導はオンラインで、場所を特定せず実施するものとする。

4 対象者（予定数230名）

- ・ 1か月当たりの時間外在校等時間が2か月連続して90時間以上となった教員
- ・ 1か月当たり時間外在校等時間が80時間以上で学校長等が必要と認めた教員
- ・ 著しく時間外在校等時間が増加した教員
- ・ 上記面談を実施し、2回目以降の面談が必要となった教員（なお、学校における産業医が対応できる場合は除く）
- ・ その他、学校長等が必要と認めた教員
- ・ 学校管理職員
- ・ 実施予定数230名はあくまで参考であり、この数を保証するものではない。

5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

6 実施方法等

(1) 業務概要

ア オンライン会議システムを活用した産業医面接指導への対応

イ 産業医面接指導業務を効率よく実施できるシステムの構築

(ア) 対象者が複数いる場合に、面接指導のためのシステムへの情報登録を一括か1件ずつかを選択し行えること

(イ) 県福利厚生課が、対象者と産業医の間で行う個別の面接指導日程調整を仲介する必要がなく、また、対象者にとって日程調整が簡便な仕組みであること

(ウ) 県福利厚生課が、対象者の面談実施状況（面接指導日の予約状況を含む）を随時把握できること

(エ) 対象者が、自身の面接指導日予約状況等を随時把握できること

ウ 上記アに附帯する次の業務

(ア) 産業医面接指導業務に関する各校及び対象者に向けた告知物・マニュアル等の作成

(イ) 緊急対応が必要な産業医面接指導に係る委託者等への連絡

(ウ) 支払に伴う請求書、及び完了報告書等の作成、提出

(エ) 産業医面接指導終了後のアンケート調査及びその集計

(オ) 産業医面接指導内容の記録及び統計資料の作成並びにそれらに係る委託者への報告

(カ) 毎月1から3回程度の定期的な委託者と受託者間の業務打ち合わせ

(キ) その他必要と認められる業務

(2) 面接指導実施期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

(3) 面接指導実施時間

- ア 全日（土曜・日曜含む）の午前8時から午後11時の間で、予約枠を設定する。
ただし、相談日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たる日は除く。
- イ 1回あたりの相談時間は、原則30分以内とする。

(4) 面接指導の体制

ア 管理責任者

- (ア) 管理責任者を選任すること。
- (イ) 管理責任者を選任した時は、速やかに県へそれらの氏名等を報告するものとする。
- (ウ) 管理責任者は、相談業務の円滑な実施執行のための管理を行うものとする。

イ 面接指導員

- (ア) 面接時間帯において、面接指導員を1名以上常に配置すること。
- (イ) 面接指導員は、産業医の資格を有し、長時間労働面接の経験を有すること。

ウ 面接指導への対応の方法

- (ア) 面談者に対して適切かつ誠実に応じること。

エ 個人情報の保護

- (ア) 個人情報保護のための規定を設けること。特に、業務上知り得た秘密を他にもらさないこと。

7 報告等

- (1) 毎月の申込数、相談対応数、未対応数、相談者の氏名及び報告書について、月毎に集計し翌月10日までに県福利厚生課へ報告し請求書を提出すること。
- (2) 個人情報の管理について、重要なインシデントが起きたときは、直ちに県福利厚生課に報告すること。

8 情報セキュリティ

- (1) オンライン相談はZoom又はその他類するオンライン会議システムを利用すること。
- (2) オンライン相談では、相談員と対象者以外の他者が入り込むことがない、1対1の環境が確保できること。
- (3) オンライン相談の録画や録音は原則行わないこと。

9 契約方法

- (1) 面談1回当たりの単価契約とする。
- (2) 本業務に要する経費については、全て上記(1)に含むものとする。

10 留意事項

- (1) 業務の細部については、別途県福利厚生課と協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者は、この業務の履行にあたり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (3) 業務の履行にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守しなければならない。

- (4) 受託者は、委託業務を一括して第三者に委託してはならない。受託者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わそうとするときは、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けなければならない。
- (5) 産業医は、対象者1人につき1回の面談を行う。
ただし、産業医が必要性を認め、かつ対象者が希望した場合は、面談を行うことができる。
- (6) 産業医は医学的判断・評価による、面談レポートを作成する。
また、2回目以降の面談が必要な場合はその旨を報告する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。
2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。
ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求められることができる。
2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定後の内容を適用するよう努めなければならない。